

改 正 案	現 行
<p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この規則中の次に掲げる用語の意義は、本条に示すとおりとする。</p> <p>一・一の二（略）</p> <p>一 「電気通信業務用無線局」とは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務並びに同法第六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局（<u>地上一般放送局を除き、対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）</u>に開設するものにあつては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）をいう。</p> <p>三〇五（略）</p> <p>（<u>地上一般放送局</u>）</p> <p><u>第六条の四 自己の地上一般放送の業務に用いる地上一般放送局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</u></p> <p>一 <u>その局は、免許人以外の者の使用に供するものでないこと。</u></p> <p>二 <u>その局を開設する目的、通信の相手方の選定及び通信事項が法令に違反せず、かつ、公共の福祉を害しないものであること。</u></p> <p>三 <u>その局を運用することがその局を使用する事業又は業務の遂行のために必要であつて、かつ、それにより公共の福祉を増進する</u></p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>一・一の二（略）</p> <p>一 「電気通信業務用無線局」とは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務並びに同法第六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局（<u>対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）</u>）に開設するものにあつては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）をいう。</p> <p>三〇五（同上）</p>

ことができること。

四 通信の相手方及び通信事項は、その局を使用する事業又は業務の遂行上必要なものであること。

五 その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこと。

六 その局を開設する目的を達成するためには、その局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。

第六条の五 地上一般放送局であつて、その局の免許人以外の者が行う地上一般放送の業務の用に供するものについては、前条の規定にかかわらず、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

一 前条第二号から第六号までに掲げる条件を満たすものであること。

二 その局を開設することによつて提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること。

三 その局の免許を受けようとする者は、その局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること。ただし、エリア放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第四百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。）を行うものを除く。

附 則

この省令は、平成二十四年四月二日から施行する。